

富浦地区海水浴場監視業務委託  
提案仕様書

南房総市商工観光部観光プロモーション課

# 総合仕様書

## 1 件名

富浦地区海水浴場監視業務委託

## 2 目的

富浦地区海水浴場において、各施設・設備を合理的かつ機能的に活用し、常に安全で快適な環境状態を維持するため、適切な監視、保守業務管理によって海水浴場の安全性、公共性を保つことを目的とする。

## 3 委託場所

南房総市富浦地区内2ヶ所の海岸（豊岡海岸・多田良北浜海岸）

## 4 委託期間

契約の日の翌日から令和10年9月30日まで

## 5 委託概要

(1) 委託内容の詳細は、各仕様書の内容とする。

- ・業務委託共通仕様書
- ・富浦地区海水浴場監視業務委託仕様書

(2) 添付資料

- ・海岸位置図（別紙1）
- ・豊岡海岸、多田良北浜海岸監視区域及び施設配置図（別紙2）
- ・監視業務使用備品一覧（別表）

## **業務委託共通仕様書**

### **1 用語の定義**

- (1) 富浦地区海水浴場監督職員（以下「監督職員」）とは、南房総市商工観光部観光プロモーション課職員をいう。
- (2) 業務責任者とは、委託業務の施行について現場責任を負う者をいう。
- (3) 業務従事者は、業務責任者の指揮監督に従って委託業務に従事する者をいう。
- (4) 協議とは、南房総市（以下、「市」という。）と受託者が対等の立場で話し合うことをいう。

### **2 疑義に対する協議**

仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又は共通仕様書及び各仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。

### **3 受託者の責務**

- (1) 法令等の遵守  
受託業務の実施に当たっては、関係法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に責を果たすものとする。
- (2) 守秘義務  
受託者、業務責任者、業務従事者は、業務の実施上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間終了後においても同様とする。

### **4 業務責任者**

- (1) 業務責任者の資格  
業務責任者は、受託業務実施にあたり管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。
- (2) 業務責任者の選任  
受託者は、委託契約締結後速やかに業務責任者を選任し、書面にて監督職員に届出の承諾を得ること。
- (3) 業務責任者の責務  
業務責任者は、常に監督職員と連絡を密にし、業務従事者を指揮監督する。また諸業務の円滑化を図るために業務内容を熟知し、適正な人員配置を行い従事者の業務を監督、指導し、遊泳客の事故防止に万全を期すよう常に留意する。

## 5 業務の実施

### (1) 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じて必要な知識、技能、資格を有する者を業務従事者としなければならない。

### (2) 業務計画書・業務報告書等の作成及び提出

受託者は、富浦地区海水浴場監視業務委託仕様書に定められた書類を作成し、市に提出するものとする。様式については市と受託者が協議のうえ定める。

### (3) 使用機材等の承認

受託者は業務の実施に先立ち、業務に必要な機材等の一覧を書面（任意様式）により監督職員に提出し、承認を受けなければならない。

## 6 施設及び資機材の貸与

### (1) 監視所

市は、委託期間中に限り監視所（豊岡・多田良北浜）を業務従事者に提供する。

### (2) 資機材

市は、業務従事者が使用する資機材の一部を受託者に貸与し、受託者は業務終了後、市に返還する。（『別表』監視業務使用備品一覧 参照）

## 7 損害予防処置等

### (1) 第三者への迷惑防止

業務の実施に当たっては、第三者に迷惑をかけることのないようにする。

### (2) 事故発生時の処置

業務の実施中、業務全体に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を行うとともに救急車の要請等を行い適切に対応する。また、事故発生の原因・経過及び事故による被害の状況等について速やかに監督職員に事故報告書により報告すること。

### (3) 賠償保険の加入

受託者は、業務日の過失等に起因する損害賠償責任を負う場合の補てんのため、損害賠償責任保険に加入すること。

## 8 費用負担等

(1) 『別表』監視業務使用備品一覧に記載されていない資機材のうち、本業務に必要な資機材及び備品については、以下の費用負担とする。

①レスキュー機材及び事務所消耗品については、受託者の負担とする。

②清掃用具備品については、市の負担とする。

(2) 受託者の故意又は重大な過失により、市所有の施設又は資機材、備品を損傷した場

合、市は受託者に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

(3) その他、費用負担が不明確なものについては、市と受託者が協議のうえ決定する。

## 9 委託料の支払いについて

(1) 各年度の支払額は受託者の請求金額又は契約額を3で除した金額とする。

(2) 市は、各年度の支払いを年間2回以内で分けて行うものとし、受託者からの請求書を受理したときは速やかに委託料を支払うものとする。

①第1回目の請求は毎年7月1日以降とする。また、概算払いを行う場合は、各年度委託料の1/2未満の額とする。

②第2回目の請求は監視業務終了後に監視員の出面表の提出を受けて行うものとし、支払額は第1回目の支払額を差し引いた残金とする。

③各年度の支払いを一度で行う場合は監視業務終了後に監視員の出面表の提出を受けた後に請求書を受理し支払うものとする。

(3) 受託者の都合により、各年度の支払を年1回払いとすることができる。

## 10 その他

(1) 委託業務は、他者への一括再委託を禁ずる。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 契約期間中に海水浴場開設箇所数、開設期間等が変更された場合、また、情勢変化により使用備品等の大幅な価格変動等があった場合、市と受託者は契約内容に関し協議できるものとする。

(3) 契約期間中に消費税等の変更がされた場合、市と受託者は契約内容に関し協議できるものとする。

## 富浦地区海水浴場監視業務委託 仕様書

### 1 監視業務委託にあたって

南房総市富浦地区内2ヶ所の海水浴場における、水難事故防止についての警備・監視業務・海水浴場開設前後の資機材等の準備と後片付け・緊急時における協力及び海岸美化について、次のとおり仕様を定める。

### 2 海水浴場開設期間

令和8年度については、令和8年7月17日～令和8年8月16日までの31日間とする。令和9年度、令和10年度については、確定後、市が受託者に通知する。

### 3 勤務時間及び監視時間

①勤務時間 午前8時30分から午後5時までとする。

②監視時間 午前9時から午後4時までとする

※但し、有事又は防災上必要と認めた場合は、この限りではない。

### 4 海水浴場開設の事前準備

①海水浴場開設日の前日までに、各監視所に備品等を配置し機材等の点検を十分に行っておくこと。

②各海水浴場に配置される監視員は、海水浴場の開設日の前日までに持ち場の海水浴場の形状、状況を把握し、海水浴場開設日から万全の体制で監視業務を行えるようにすること。

### 5 監視人員

監視員の人数は年間延べ220人とし、一日あたりの配置人員は下表のとおりとする。

No.	海岸名	延べ人員	備考（一日あたりの有資格者等の配置数）
1	豊岡海岸	62	監視長1人・主任監視員1人
		64	監視員1人及び繁忙期の追加配置
2	多田良北浜海岸	31	主任監視員1人
		63	監視員1人及び繁忙期の追加配置
合計		220	監視長1人・主任監視員2人

		監視員 2 人及び繁忙期の追加配置
--	--	-------------------

※ただし海水浴場客の状況により市と協議のうえ一日あたりの人員及び配置は変更できることとする。

## 6 監視員の資格

### (1) 監視長の資格

監視長は日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とし、5年以上の海岸監視業務経験をもち、他のライフセーバーを指導・教育できる者に限る。

### (2) 主任監視員（ライフセーバー）の資格

主任監視員は日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有する者とする。

### (3) 監視員の資格

監視員は、健康で泳力に優れている者とし、救助法・救急法・蘇生方法の教育を受けた者とする。

## 7 監視員の教育及び服装

### (1) 監視員の教育

業務責任者は、その責任において監視員に対して業務に必要な教育訓練を実施すること。また、実施日時、場所、参加者を事前に市に報告すること。

### (2) 監視員の服装

監視員は、統一した服装とすること。

## 8 管理運営基準

(1) 遊泳に適しているときは、青旗を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。

(2) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳に注意を必要とするときは黄旗を掲げ、遊泳者に周知させるものとする。

- ①波がやや高いとき
- ②水温がやや低いとき
- ③潮の流れがややはやいとき
- ④視界がやや不良のとき
- ⑤雷鳴、稲光があるとき
- ⑥その他監視長が注意と認めたとき

(3) 海水浴場の状態が次のいずれかに該当し、遊泳することが危険または不適當であると認めるときは、海水浴場内に赤旗を掲げ、その旨すみやかに遊泳者に周知させ、遊

泳することを止めさせる。

- ①津波のおそれがあるとき
- ②波が異常に高いとき
- ③水温が異常に低下しているとき
- ④潮の流れが異常にはやいとき
- ⑤廃油、汚物等が流出したとき
- ⑥台風が接近しているとき
- ⑦視界不良で監視できないとき
- ⑧荒天又は危険生物の発見等により、水浴・遊泳に生命の危険が伴うおそれがあるとき
- ⑨その他監視長が危険又は不相当と認めたとき

(4) 地震による津波のおそれのあるときは、海岸利用者に安全な場所へ避難するよう周知すること。加えて、津波のおそれがあることを知らせる「津波フラッグ」を監視員が持って海岸を走り、利用者に周知すること。避難場所について、監視長は事前にその場所を把握しておくこと。また、別途定めている地震・津波発生時対応マニュアルに従い、行動すること。

(5) 雷鳴、稲光がある場合、海から上がり安全な場所へ避難するよう声掛けをすること。

(6) 開設期間中は、気象情報を毎朝確認し、監視員全員が把握しておくこと。

(7) 開設期間中は海象状況を市・南房総市観光協会・警察署等の関係機関に速やかに連絡すること。また、水温・気温・天候・海水浴場入込み者数・その他連絡事項を市に報告すること。

(8) 開場時間・閉場時間・危険防止のための注意事項及びごみの持ち帰り等を遊泳者に周知すること。

(9) 事故が発生した場合は速やかに捜索・救助等を行い、水上安全法・救急法・蘇生法を駆使して生命の確保に努めるとともに、救急車の出動要請を行い、警察・市への報告等を行うこと。

(10) 迷子等が発生した場合は速やかに捜索し保護に努めること。

(11) 海水浴場内での病人及びけが人については適切な処置及び方法等を施すこと。

(12) 遊泳者及び市民等との揉め事は一切避けること。万が一問題が生じた場合には、受託者の責任において解決し、市の責に帰することのないよう対応すること。

(13) 各種資機材等は常に最良の状態で使用できるよう整備等を行い、トラブル等が発生した場合は速やかに補充等の処置ができるような体制を整えること。

## 9 清掃管理業務(海水浴場開設期間中は毎日実施すること)

(1) 海水浴場清掃業務

- ・ 放置されたゴミや海岸漂流物を拾い海岸美化に努める。
- ・ ガラスの破片等の裂傷のおそれのあるものを除去する。

- ・竹や木材等を集め、遊泳客の邪魔にならない場所へ集める。
- ・石や海藻を集め、遊泳客の少ない場所へ埋める。
- ・シャワー設備については、排水路に溜まった砂を除去し、清潔を保つ。
- ・その他清潔を保つうえで必要とみなされる業務。

## (2) 監視所管理清掃業務

- ・監視所内の忘れ物、落とし物を管理し、市に報告する。
- ・監視所内の盗難予防を心掛ける。
- ・監視業務終了後、監視所全体を点検し、残留物・汚損・破損を発見した場合は、市に連絡する。さらに、市の指示に従い適切な対応をとる。
- ・放置されたゴミを拾い、常時施設の美化に努めること。
- ・物置台等は水拭き清掃し、周囲の窓ガラスは透過するよう磨き常に清潔を保つ。
- ・室内にたまった砂を外に掃き出す。
- ・室内は常に整理整頓を心掛ける。
- ・その他清潔を保つうえで必要とみなされる業務。

## 10 書類の提出

- (1) 委託契約締結後、監視業務実施に先立ち、業務実施体制・業務工程・業務内容等を記載した業務計画書を作成し、速やかに監督職員に提出し承諾を得ること。また、業務従事者名簿（住所・氏名・生年月日等の記載があり人物を特定することができるもの）・有資格者の資格証の写し（写真が鮮明であり人物を特定することができるもの）を事前に、監督職員に提出すること。
- (2) 受託者は委託契約期間の中途においても、市の求めに応じ、監視員の出面表等の資料を提出しなければならない。
- (3) 各年度の業務終了後の9月10日までに監視員の出面表、業務完了届等の業務報告書類を提出しなければならない。また、9月末までに海水浴場状況報告書、写真報告書等を提出することとし、写真報告書の作成に際しては、監視業務期間前、期間中、監視業務期間後の状況を記録しておくこと。

## 11 その他

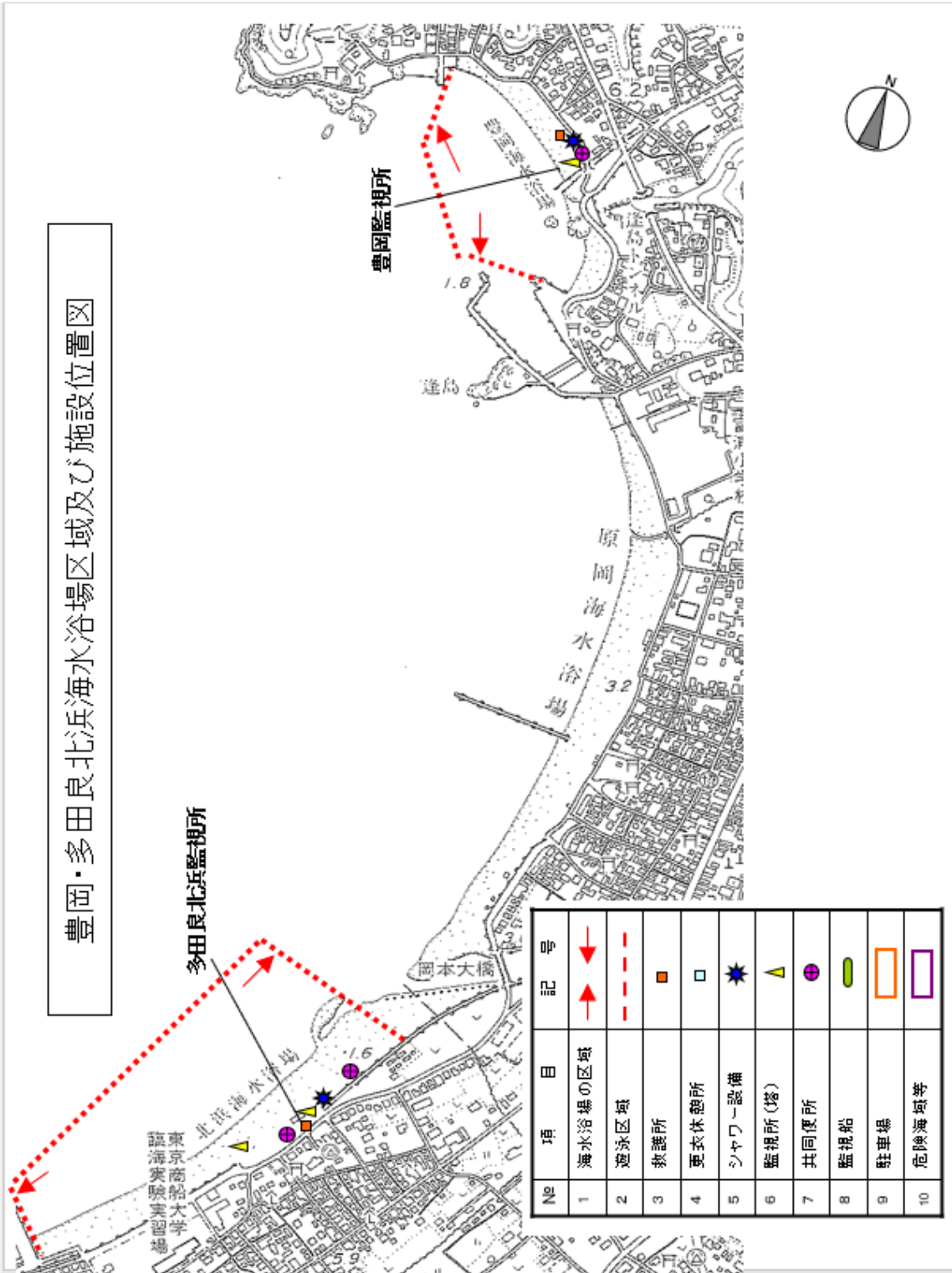
仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は、仕様書に定めのない事項については、千葉県夏期観光安全対策本部の定めによる「海水浴場等安全確保要綱」及び「海水浴場等安全確保実施要領」に基づき、市と受託者が協議のうえ決定する。

海水浴場位置図



別紙 2

豊岡・多田良北浜海水浴場区域及び施設位置図



別表

監視業務仕様備品一覧

No.	分類	種別	海岸		合計	所有内訳		備考
			豊岡	多田良北浜		市役所	契約先	
1	レスキュー機材	レスキューボード	2	3	5		○	
2		バックボード	1	1	2		○	
3		レスキューチューブ	4	5	9		○	
4		自動対外式除細動器 (AED)	1	1	2		○	
5		レンタカー	1	1	2		○	
6		レスキューフィン	3	3	6		○	
7		双眼鏡	1	1	2		○	
8		携帯無線用防水ケース	5	5	10		○	
9		毛布	1	1	2	○		
10		可動式監視台	1	1	2	○		
11		放送器具	1	1	2	○		一式
12		冷蔵庫	1	1	2	○		
13		椅子	2	2	4	○		
14		机	1	2	3	○		
15	通信手段	携帯電話用防水ケース	5	5	10		○	
16		携帯電話	1	1	2		○	
17		無線機	2	2	4	○		
18	その他	ユニフォーム	シャツ・帽子・笛等 (人数分)		1式		○	
19		日誌 (市役所提出用)	1	1	2	○		
20		サインフラッグ	1	1	2		○	
21		エリアフラッグ	1	2	3		○	
22		レサシテーションマスク	4	5	9		○	
23		PC	1		1		○	一式
24		水温計	1	1	2		○	
25		メガホン	1	1	2		○	
26		バケツ	1	1	2		○	
27		スポットエアコン	1	1	2		○	
28		消耗品一式 (感染防止備品含む)	1	1	2		○	
29	清掃用具	清掃用具一式	1	1	2	○		一式